

イギリス契約法における『契約関係』原則の改革

——司法的法律改革の範囲——

佐々木 信

はしがき

イギリスにおける法律改革の中心的機関として活躍することになった The Law Commission の活動プログラムのうち、Privity of Contract (契約関係) に関する法原則の改革が含まれたことは、⁽¹⁾その他の法原則の改革についてもこれはいえるとおもうのであるが、決してその単純ないきさつの説明あるいは考えられる同法原則改正の論理的帰結に類する説明をもって語られるべきではない。この段階にいたるまでの同法原則の沿革は、同法原則がいわゆる約因の法理 (the doctrine of consideration) を支柱とするイギリス契約法における契約観を鮮明に浮き出させてきたとともに、⁽²⁾イギリス契約法の近代化の一面をそこに示していると考えられるからである。⁽³⁾ただし、本稿のちに示すように、みぎの過程には同原則の存立にたいする攻撃が、立法および司法における法律

改革の動向としてあらわれてくる事情もあったのである。

本稿はみぎの進展のうち、とくに最近における司法的法律改革 (Judicial law reform) の面を概観しようとするものである。The Law Commission の活動ともども、⁽¹⁾この点につき恰好の素材ともいふべき判例 Beswick v. Beswick [1966] Ch. 538; [1966] 3 W. L. R. 396; [1966] 3 All E. R. 1, C. A.; [1967] 3 W. L. R. 932, H. L. (E.) を得たからである。

注(1) The Law Commission のレポートは Lord Chorley and Gerald Dworkin, The Law Commission Act, 1965, 28 M. L. R., 175—688 を参照されたい。

(2) Tweddle v. Atkinson (1861), 1 B. & S. 393 に於ける Wightman, Crompton, Blackburn の各裁判官の考えの枠が、単純契約訴訟における約因理論の拡大という点で示されることはこのことであらわれであろう。(—Cheshire & Fifoot, Cases on the Law of Contract, 303)

イギリス契約法における『契約関係』原則の改革（佐々木）

九四

(3) このような面については、一般的には Cheshire and Fifoot, *The Law of Contract* (6th Ed.), pp. 478 et s. ; Treitel, *The Law of Contract* (1962), pp. 400, 411 et s. における発展史参照。

一 「契約関係」に関する法原則改革 問題の所在

ところで、意思の合致あるいは同意 (*consensus ad idem*) の觀念に基ずく契約法においては、契約がその第三者の権利義務に影響を及ぼさないとすべきことはもともとは自明のこととされるであろう。

しかし、現実には、契約がその第三者の権利義務に影響を及ぼすことを是認する法発展は、契約法の近代的発展のうちに含まれて、大陸法および英米法において、基本原理上の差をともな⁽¹⁾って、かなり十分に認められてきたといつてもよいであろう。も⁽¹⁾つとも、ここで注意すべきことは、この発展は、今日におけるこの発展の延長線上の問題であるカルテル、あるいはトラストなどで、その基本とする諸協定が、局外者の権利義務に影響を及ぼすといったような、いわば社会構造全体にかかわる面についてただちにあらわれたわけではなく、まずいわゆる「第三者ノタメニスル契約」の承認について近代ローマ法学＝大陸法において認められたし、発展の

型を異にしてイギリス法、あるいは英米法にも認められた。イギリス法においては、この発展は、法的な概念の面からいえば、「第三者ノタメニスル契約」類似の制度あるいは法技術は、代理、信託、債権譲渡といった制度乃至法概念により、とくに制定法を通じてなされてきた。もちろん、ここで、イギリスにおけるかかる発展は、第三者にたいする権利の帰属についてはなく、本来、単に利益 (*Benefit*) の帰属についてのみ、認められたことを強調しなければならないことはいうまでもない（大陸法的な「第三者ノタメニスル契約」は厳密な意味では考えられない——イギリス的「第三者ノタメニスル契約」の觀念といえようか）。

ところで、それはともかくとして、このような発展の、法の論理的な面に目をむけるならば、この発展は、第三者に権利あるいは利益を帰属せしめる契約が他ならぬその第三者によつてなんらかのかたちでその効果を追跡（あるいは、さしあたりここでは問題としないが、これを否認）し得べきこと（契約違反の訴追）を、コロラリーの関係においてともなわなければならぬことであった。しかし、イギリス法においては、このような意味で理解される法原則の発展が、他ならぬここで問題とするの「契約関係」の法原則によつて停止せしめられたものと解されてきたのであ⁽²⁾った。

Jus quaesitum tertio（——「第三者権」とかりに了解すべ

きか、本質的にはかかる場合の契約についての第三者の有することに訴権であると考えてよいであろう。)の承認とすべきこの発展を阻止されたことの実際の不便さといふことは、契約第三者が契約にどの程度の関連、連繫をもっているかによるが、法律改革の観点からみるならば、契約法体系の理論的な整合がなされ得ないということのほか、そのような状態が、現実の法発展の要請にはるかにおくれたものとしてみられることにもあらわれるであろう。しかも、イギリスでは、一八六一年の *Tweddle v. Atkinson*⁽³⁾ 以来、いわゆるイギリス的な「第三者ノタメニスル契約」についての主要な契約法原則は「契約関係」に関する法原則として、みぎの意味での *jus quaesitum tertio* の否認を含めて、一九一五年の *Dunlop v. Selfridge* 事件⁽⁵⁾ によってようやく確定したにされるのであった。もっともここで、その間、制定法がしばしばこの傾向に動揺を与えてきたことを忘れてはならない。⁽⁶⁾

「契約関係」に関する法原則の改革は、以上のべたようなわけで、イギリス契約法の近代的発展の内包する可能性と比較法的にみて、そこにみられる屈折したあるいは遅速的にもいふべき法の近代的整合現象のうち捕捉し得ると考えられることよって問題とされるであろう。^(註)

〔註〕 いまここに、試みに、同法原則改革に関連する事象の略年表を示して、このことを強調しておきたい。(表中*印を附した

イギリス契約法における『契約関係』原則の改革(佐々木)

ものは、同法原則にたいする否定的あるいは批判的事例)

- 1845. s. 5 of the Real Property Act (8 & 9 Vict. c. 106) *
- 1861. *Tweddle v. Atkinson* (supra) -Principle Preventing *jus quaesitum tertio* 確立。但し、この年まで先例には必ずしも一致していない。本件判決は *jus quaesitum tertio* を否定したと解された。
- 1882. s. 11 of the Married Women's Property Act (45 & 46 Vict. c. 75) *
- 1906. s. 14 (2) of the Marine Insurance Act. *
- 1915. *Dunlop v. Selfridge* (supra) -Price Maintenance Agreement-*Tweddle v. Atkinson* による法原則の確認(但し、これについては、この種の合意の反社会性、反公共性に着目し、この点において本件を区別する立場(後出 Denning)があった。*)
- 1925. Law of Property Act (15 & 16 Geo. 5, c. 20), s. 56(1)
- 1930. s. 36 of the Road Traffic Act. *
- 1936. Re Ecclesiastical Commissioners for England's Conveyance [1936] Ch. 430.
- 1937. Law Revision Committee. 6th Interim Report. *
White v. Bijou Mansions Ltd [1937] Ch. 160; [1938] Ch. 351.
- 1938. Re Sinclair's Life Policy [1938] Ch. 799.
- 1947. Re Miller's Agreement [1947] Ch. 615.
- 1949. Smith and Snipes Hall Farm, Ltd. v. River Douglas Catchment Board [1949] 2 K. B. 500. (by Lord Denning)

- (〔1949〕 2 All E.R. 179.)*
1959. Drive Yourself Hire Co. v. Strutt [1954] 1 Q.B. 250. (〔1953〕 2 All E.R. 1475.)*
1959. Green v. Russell [1959] 2 Q.B. 226.
1962. Midland Silicones Ltd. v. Scruttons Ltd[1962] A.C. 446; [1962] 2 W.L.R. 186.
1964. Law Reform NOW (Ed. by G.Gardiner & A.Martin) 62-63.*
1966. Hepburn v. A Tomlinson (Hauliers) Ltd. [1966] 2 W.L.R. 453(本件判決において, Lord Reid が Tweddle v. Atkinson による原則の必然性を疑っている。*)
- Beswick v. Beswick (Court of Appeal)*
1967. Beswick v. Beswick (House of Lords)
- (1) この判決の一般的意味については、Paton, G.W., A Text-book of Jurisprudence, 3rd Ed. (1964), p.407. 比較法学的観点からすれば、Lawson, F.H., A Common Lawyer Looks at the Civil Law, 1953, pp. 122—123 における英米法における発展と「ローマ法を通じて」、しかしローマ法の上に「発展するべき大陸法における諸発展との対比の観念が問題とされるであろう。本稿の関心もひとつにはこのような観念・観点にある。
- (2) 「契約関係」に関する法原則の範囲については、たゞぞ、 Halsbury's Laws of England (3rd Ed.) 66—68, Paras. 110—117, 12 Digest (Repl) 45—51, 227—278; Treitel, The Law of Contract, p. 407 を参照されたい。なお、いわゆる「第三者ノタメニスル契約」の比較法研究として、沢木敬郎「第三者のために

する契約の法系別研究」(比較法研究第13号所収)参照。イギリス法については、小林規威「英法に於ける第三者のためにする契約について」(新報61・2・93・1)参照。

(3) 本件については、谷口知平「第三者のためにする契約の認否」(シヤリスト「英米判例百選」所収)あり。なおこの法原則の形成史がいかなる位置を占むべきかについては概説的には、Furmston, M. P., Return to Dunlop v. Selfridge? 23 M. L. R. 373—398, 373—377 参照。本稿はこれに負う所が多い。

(4) 事例として、Gandy v. Gandy (1884) 30 Ch.D. 57 (at p.69) があげられる。

(5) Dunlop Pneumatic Tyre Co., Ltd. v. Selfridge & Co., Ltd., [1915] A.C.847. 本件判決は、Lord Haldane の “Our law knows nothing of a jus quaesitum tertio arising by way of contract.” という言葉が、この判決に用いられるべきである。

(6) たゞぞ、 s. 11 of the Married Women's Property Act, 1882; s. 14 (2) of the Marine Insurance Act, 1906; s. 56 (1) of the Property At, 1925; s. 36 of the Road Traffic Act, 1930; s. 25 (1) of the Restrictive Practices Act, 1956 などがある。なおこの他に、国際通商あるいは金融における法技術 (Ex. Commercial Credits, Banker's Credits etc) について法改革の要請が顕著であった。この点、一般的に、Cheshire & Fifoot, The Law of Contract (6th Ed.), pp.383—385 参照。

II Beswick v. Beswick 事件における 改革論の焦点

(i) さて、本稿の契機となった Beswick v. Beswick 事件の重要性は、実は本稿のちに示すように、この事件の判決にあたって、前二に示した問題が、今日なお、司法の枠内において結集されて論議されているとみられるところにある。そこで、同事件における論議に入る前にまず、このことの意味を示していきたい。

まず、Dunlop v. Selfridge 事件は、契約が第三者に及ぼす法的効果を否定し、この点において、また、この事件が、特定の製品の販売価格協定に関するものであることについてとくに注目されるのであるが、その判決においては、約因の法理による理由づけとイギリス法におけるいわゆる *jus quaesitum tertio* の不存在の主張とが際立っていた。⁽¹⁾ これにたいし、一九三七年法律改革委員会第六中間報告は、こうした意味での契約関係の法原則のイギリス・コモン・ローの孤立性を示しつつ、いわゆる第三者のためにする契約および *jus quaesitum tertio* が制限的にであれ認められるべきことを勧告していた。⁽²⁾

つぎに、法律改革委員会の意図——立法的法律改革の実現——は達成されなかったけれども、その後、約一〇年の

イギリス契約法における『契約関係』原則の改革(佐々木)

ち、同じ方向への進展が、司法の分野において試みられた。デニング卿 (Lord Denning—およびデヴリン卿—当時 Devlin J.) の諸判決がこれであった。⁽³⁾

デニングは、*Jus quaesitum tertio* にいて、第三者は、みずからに十分な契約強制事由 (a sufficient interest—「十分な利益(関係)」)がある問題に契約を強制し得るとし、その強制事由は a catalogue of situation (情況のカタログ)によって示されると考えた⁽⁴⁾とされる。そしてこの意味で、Dunlop v. Selfridge 事件の確定した法原則の土台を侵蝕したかまたはその法原則の存在を否定したと評された。⁽⁵⁾

しかし、かれの考え方は、かれのつぎの試みによってもっと端的に示されることになり、問題とされるであろう。すなわち、その試みとは、その後より確実な姿をとることになるおよそつぎのような試みである。

すなわち、かれは、みぎのコンテキストにおいて、一九五三年の Drive Yourself Hire Co. (London), Ltd. v. Strutt and another 事件判決⁽⁶⁾において、(イ)コモンローにおける第三者のためにする契約の第三者による強制の可能性⁽⁷⁾、(ロ)Tweddle v. Atkinson 事件による逸脱⁽⁸⁾、(ハ)制定法 Law of Property Act, 1925. s. 56 (1)による(ロ)の修正(したがって(イ)への帰着)⁽⁹⁾という大胆な主張を試み、*Jus quaesitum tertio* を認めたとみられるのであった(この点本稿後⁽¹⁰⁾参照)。

(ii) (i)ところでデンニングの試みについては、かれが Tweddle v. Atkinson 事件判決を認めざるを得なかった以上⁽¹⁰⁾、かれの法の修正があったとする主張(前項(i))が問題となる⁽¹¹⁾ところであろう。

この問題は、一九二五年の財産権法 The Law of Property Act 第五六条第一項の効果の問題として、以後の關係判例で争われ、その最近例として Beswick v. Beswick 事件が登場するのである。⁽¹²⁾

(ii) しかし、事件のあらまはしはこうである。「石炭商であったピーター・ベシヴィクは引退するにあたり、本件における被告(控訴人)となる、その甥に採掘施設類および、いわゆる暖簾を引渡し、甥はこれにたいし、かれを週給六ポンド一〇シリングでその生涯を顧問として雇うことと、かれの死後その妻に生涯週五ポンドの年金を支払うことを約した。この支払いは営業にたいして支払うことになる⁽¹³⁾とされたが、ピーターの死後、甥は、本件における原告(被控訴人)である未亡人にたいして初回金五ポンドを支払ったのみで、以後の支払いを拒絶した。未亡人は(一)亡夫の遺産管財人として、また(二)彼女自身の Personal な資格で、亡夫と甥との間の契約について、特定履行 specific performance を求めた。」

(iii) 原告の請求を支持する法理は、遺産管財人としての請求の可能性の問題を除くならば、まさに前節でのべたイギリ

ス的な「第三者ノタメニスル契約」における jus quaesitum tertio にたいするイギリス法の考え方のなから求められなければならなかった。かかる場合に、たとえば信託の法理(-the doctrine of constructive trust)が適用されるかなりつよい可能性があったとしても、もともと、信託の關係の存立することの確認の点について、このような可能性は法理論上はともかく、實際的效果について疑問視されてきたからである。⁽¹³⁾

(ii) ところで、本件の控訴院における判決においては、たまたまこの事件を審理することになるデンニング卿が前述の一九二五年財産権法第五六条第一項が原告の主張を支持すると考えていた。この考え方は、かれがもはや多年といつてもよいほどの間にしばしば示してきた同法の評価(後述参照)を背景として、つぎのように展開されるであろう。すなわち、同条項は、「人は不動産譲渡証書またはその他の財産にたいする直接またはその他の権利、もしくはなんらかの条件をもつ権利、土地またはその他の財産にたいする、あるいはそれらに関連する立入(entry)、捺印契約(そのものの)、または契約に関する権利を取得することができる……」と規定するのであるが、この規定は、同法における「財産権 Property」についての定義が、包括的⁽¹⁴⁾であるために、およそすべての利益を含んで、契約における第三者が、本稿で問題と

する第三者権 *jus quaesitum tertio* を認めていると解釈されるのであった。⁽¹⁵⁾

(H) *Tweddle v. Atkinson* 事件判決以来の法原則の存在を否定することになるみぎの解釈は、本規定にたいするすでに定まったといえる正統派のあるいは司法に一般的である解釈、すなわち、本規定の適用範囲は実質的契約当事者でありながら契約当事者として証書に指名されていない者にたいしてのみ適用される点から考察されるとする見解と抵触した。⁽¹⁶⁾

(I) 貴族院においては、前項(H)(H)に示した事柄、とくに、デンニング卿の見解が一八六一年以降のコモン・ロー原則の変更あるいは修正ありとの主張を意味しているので、この趣旨のデンニング卿の主張は、力を入れて検討されたようである。また、論議は、デンニングの主張するように一九二五年財産法第五六条第一項はコモン・ローを変更修正したのかということについて、同法がいわゆる整理統合法 *Consolidation Act* であつたこと⁽¹⁷⁾、および同法のあるべき解釈方法に関連して展開される。

(1) この点、本稿一註(5)参照。なお、同じ判決における Lord Dunedin の意見によつて、Lord Haldane はそのような主張は、参加裁判官のほとんど一致した主張となつていた。

(2) *Sixth Interim Report (Cmd. 5449) para. 50 (a)* に示されたこととして、しばしば引用されるその文言はつぎの通りである。

イギリス契約法における『契約関係』原則の改革(佐々木)

る。すなわち、『契約がその明示の条項 *express terms* によつて第三者にたいして直接に利益を与えようとする場合には、その契約は、当事者間に有効であるすべての抗弁事由 *defences* にしたがつて、第三者がみずからの名において強制し得べきものである。その契約にべつに規定していなければ、その契約は、第三者が明示的にせよ、また行為によるにせよ、その契約を選択するまえに、いつでも、契約当事者の相互の同意によつて破棄し得る』—*Furmston*, 23 M. L. R., 374; *Cheshire & Fifoot*, 6th Ed., 392; *Law Reform NOW*, 62—63; [1967] 3 W. L. R. 935, 943.

(3) *Smith v. River Douglas*. (supra); *Drive Yourself Hire Co. v. Strutt* (supra) 及び *White v. Warrick (John) & Co. Ltd.* [1953] 2 All E. R. p. 1026 及び *キンミンズの dicta* を参照された(以上「デンニング判事」)。なお *Adler v. Dickson* [1955] 1 Q. B. 158; [1954] 3 All E. R. 397; *Pyrene Co., Ltd. v. Seindia Navigation Co., Ltd.* [1954] 2 Q. B. 402; [1954] 2 All E. R. 158 を参照された。キンミンズ判事の批判については後述三参照。

(4) Cf. *Dowrick*, 19 M. L. R., 374; *Furmston*, 23 M. L. R., 375.

(5) Cf. *Treitell*, 29 M. L. R., 657.

(6) [1954] 1 Q. B. 250; [1953] 2 All E. R. 1475.

(7) [1953] 2 All E. R. 1482, B—H.

(8) *Ibid.*, A—B.

(9) *Ibid.*, C—D.

(10) 具体的には、デンニングは、一八六一年以前における第三者のためにする契約における第三者による契約強制の可能性を認め、同年に the unfortunate case of Tweddle v. Atkinson が到来し、同事件判決によるルールが一九二五年 Law of Property Act, s. 56 により修正されたことを示している ([1953] 2 All E.R. 1483 A.B.C) もともと、かれが、このルールを通常考へられる程度の fundamental と考えているかどうかわからない。また彼の評価がどうなるかはあるまいか。 Cf. Smith v. River Douglas Catchment Board (supra); 2 K.B. 514.

(11) デンニングの論議の紹介分析については、Treitell, Law Reform in the Court of Appeal, 29 M.L.R., 657—665 参照。

(12) 他に重要な判例に、White v. Bijou Mansion 事件判決 (編註) Re Miller's Agreement (supra) などがある。

(13) Cf. [1967] 3 W.L.R. 941. 信託法理との関連については一般的には、Cheshire & Fifoot, 6th Ed., 386—389 参照。

(14) S. 205 (1) of the Law of Property Act, 1925 は、この定義を定めている。「この制定法においては、文意(the context)がべつに要求しているものでなければ、つぎの表現はここで各別に附せらる意味をもつ。すなわち、(110)『財産権 (Property)』はすべての無体動産および物的もしくは人的財産権におけるすべての権利を含む……」

(15) この見解は、デンニングの他 Danckwerts L.J. のところ(11)であるが、実質的には第三者のためにする契約についての第三者訴権を明示的にも黙示的にも認めようとする点で、一九三七年法律改訂委員会第六中間報告と趣旨を同じくするのみな

らず、一九二五年の財産権法による法変更を認める点でエニークである。

(16) Cf. White v Bijou Mansion Ltd. [1937] Ch. 610; [1937] 3 All E.R. 276; [1938] 1 All E.R. 546; Re Miller's Agreement [1947] Ch. 615; [1947] 2 All E.R. 78; Green v. Russell [1959] 2 Q.B. 266; [1959] 3 W.L.R. 17; [1959] 3 W.L.R. 17; [1959] 2 All E.R. 525, C. A.; Midland Silicones Ltd. v. Scruttons Ltd. [1961] 1 Q.B. 106; [1960] 2 All E.R. 737, C. A.; [1962] A.C. 446; [1962] 1 All E.R. 1.H.L. (E). *supra* Re Miller's Agreement 事件判決にまつて、Wynn-Parry 判事が試みた、本条の制限的解釈をなすべきことの理由づけの整理を参照された。

(17) Lord Reid ([1967] 3 W. L. R. 936, 939 et s.) Lord Hodson (ibid., 941ets.) Lord Guest (ibid., 945 et s.) Lord Upjohn (ibid. 961 et s.) の各論議がなされてある。

三 一九二五年財産権法第五六条第一項の 解釈—法典化法・整理統合法としての制 定法の解釈の問題

(18) ふたたびいうならば、貴族院における Beswick v. Beswick 事件審理において焦点となってきたことのひとつは、一九二五年財産権法第五六条第一項は「契約関係」に関する法原則——契約における第三者は当該契約による権利を

訴求し得ないとする——を原則的に廃止したのであり、したがって原告の請求はみぎの法条によって支持されるとする控訴院におけるデンニング卿の判示するところの⁽¹⁾当否⁽²⁾であった。この点はすでに示したデンニング卿の解釈が妥当であるかどうかの問題として検討されるであろう。

貴族院における多数意見は、同法条の解釈にはひとつの枠があり、その枠からすれば、デンニング卿の解釈は急進的な、法律改革に到達する解釈であり、一九二五年財産権法ならびに同法第五六条第一項の予期したところではなかったとする。

では、その枠とはなんであろうか。以下にこの問題につき、判例集に示されたところから簡単に要点を示していきたい。

(ii) (1)はじめに、一九二五年財産権法第五六条第一項がいかなる条項であるかについて、そのあらましを示しておかなければならないであろう。⁽³⁾

元来、一九二五年財産権法は、一九二二年および一九二四年の二つの財産権法（一九二四年法は修正立法であった⁽⁴⁾）のうちに成立した財産権法の整理統合 Consolidation のための制定法であったが、すくなくとも一九二四年以前のその時点で修正を要する法原則はたしかに修正され、その修正された項目はこれらの制定法とくに一九二四年財産権法と

一九二五年財産権法との照合により明示し得るものであり、このようにして一九二五年財産権法でしかあらわれてこない法の部分は修正を受けずに同法によって整理統合された——制定法化されたと考えられるものであった。⁽⁵⁾そしてこのことを前提として、ここに問題となる一九二五年財産権法第五六条第一項は、一八四五年物的財産権法第五⁽⁶⁾条の再現としてみなされると考えられるのであった。⁽⁷⁾

そこで論議は、このふるい条文の意味を、とくに、この時期におけるここで問題とされる第三者権に関する法の状態の評価を背景としてもとめるかたちで展開する。

(2) 一八四五年の物的財産権法第五⁽⁸⁾条は、契約で、齒型捺印契約 (indenture) によって、いやしくも保有財産または相続財産たる直接不動産 (immediate estate) またはその他の権利およびおおよそすべての保有財産または相続財産に関する物権契約 (condition-covenant) による利益 (benefit) が、同証書に契約当事者として記名されていない者によっても取得されべきことを規定していた。この規定は、土地法における第三者権の承認事例として受けとられるであろう。⁽⁹⁾

そして、判例はこの点について、まず、つぎのように考えてきた。すなわち、同条はその適用範囲を土地に関する契約に限られるのであり、人的財産権に関する契約には適用されないとして了解された。⁽⁹⁾

(3) 一九二五年財産権法第五六条第一項が一八四五年物的財産権法の再現であるとされる場合、そのこととそれがただちにみぎの限定をともなったかどうかの点について明らかかな回答を予定してきたかどうかということとは別問題であった。

実際上は、一九二五年法の解釈についてみぎにのべた限定を考へることは、實際上、一九二五年の財産権法という制定法による法変動を考慮の外におくことを許すので同条項の含む問題のなかば以上を排除することになり、逆に、そうした限定を排除することはすなわち問題の範囲を本稿で素材としている一般的に *jus quaesitum tertio* の承認の問題に限ることとなるであろう。

しかし、これらについての意見はわかれている⁽¹⁰⁾。

判例はしかしながらこの適用範囲の拡張の問題については、むしろ控え目に出現し、そのうえで、もっぱら実質上の *jus quaesitum tertio* の承認の意味内容をしめしてきたようである⁽¹¹⁾。ということは、一九二五年財産権法第五六条第一項は *Tweddle v. Atkinson* 事件判決—*Dunlop v. Selfridge* 事件判決による法原則についてむしろその例外を設けるものとして解釈されるべきものと考えてきたといえるであろう。そして、その意味で残された問題は *jus quaesitum tertio* の認められる者はどんな地位にある者でなければならないかと

いう問題でしかなかったとされるであろう⁽¹²⁾。

(ii) (1)みぎのいわば局限化された問題にたいする通説的見解はつぎの通りである⁽¹³⁾。

すなわち、同法条は法改革を行なう制定法ではなく、整理統合法 (*Consolidation Act*) の条文として、契約書に契約当事者として記名されてはいないけれども、実質上の契約当事者である第三者に *jus quaesitum tertio* を認めるとするのがこれである⁽¹⁴⁾。

(2) ところが本節これまでのべてきたことに関連するデンニグ卿の考へ方はつぎのように展開されていた。かれの主張は、条文解釈——制定法そのものの性格づけからみても、みぎにのべた具体的観点からみても制限的といえた——についてより実質的な立場をとるべきであることとすることであつた⁽¹⁵⁾。かれは、一八四五年法第五条の独自の歴史解釈にもとづき、一九二五年法第五六条第一項の法修正の効果を説き、同条文につき「*Tweddle v. Atkinson* におけるルールを廃止するためのそれ以上の言葉を見出し得ない」とまで極言している⁽¹⁷⁾。

(iii) みぎのようなデンニグの考へ方は、すでにのべたように、かりに *Tweddle v. Atkinson* 事件のルールの存在を認めたとしてもそれは修正されたとみることによって重要な意味をもつ論議を誘っている。その論議というのは、「契

約関係 (Privity of Contract)』に関する法原則につき今日その基本はどうであるかということはせいぜいそのひとつのあらわれでしかないと考えられる、制定法の解釈を通じてみた司法のありかたの問題についての論議である。

すなわち、本稿においてすでに示したように、デンニングは、前記一九二五年法第五六条第一項の解釈を通して、いわば司法的改革 (Judicial reform) を試みてきた。すなわち、みぎにのべた法解釈から本稿の契機となった Beswick v. Beswick 事件の控訴院における判決にいたるかれの考え方は、るいは動きはこのようにみられるであろう。これにたいし、Beswick v. Beswick 事件の貴族院の判決はこれにたいし、同法は整理統合法であり、実質的には、みぎの条項は権利創設の条項ではなく、またせいぜい既存の権利の保護のための条項でしかなく、そこに法の修正あるいは改革を認めるべきではないとする立場をとるものであった。⁽¹⁷⁾ 本稿ではこれを、さきにもべた意味での「粹」と考えるものである。しかし、このことを前提として、さらに、同条項の解釈についてその提起する問題点をあげるとすれば、それはまさにその背後にこの同じ司法部内の意見の対立あるいは立場の相異のあることのあたりからもとめなければならぬであろう。そして、この問題は、まさしく、法律改革と司法あるいは、裁判所と立法的律改革との間の問題に他ならない。

イギリス契約法における『契約関係』原則の改革 (佐々木)

(1) [1966] 3 W.L.R. 396; [1966] 3 All E.R. 1. デンニングの論議は「直接に s. 56(1) of the Law of Property Act, 1925 にかかわる部分と、第三者権を、黙示的債権譲渡理論に裏打ちされた共同訴訟参加論によって説明し得るとみている判例法の発展等にかかわる部分とにわけられている。前の部分が直接に問題となるであろうが、これについてかれの考え方は、すでに「たとえ *Drive Yourself Hire Co. (London), Ltd. v. Strutt and another* [1954] 1 Q.B. 250; [1953] 2 All E.R. 1475. *River Douglas Catchment Board* [1949] 2 K.B. 500; 2 All E.R. 200 参照。」

(2) これに関する意見を同調的論議として Treitel, Law Reform in the Court of Appeal, 29 M.L.R. 657 et s. があろ。

(3) 同条項の解釈については、信頼すべき論文 Ellinger, E. P., Privity of Contract under section 56(1) of the Law of Property Act, 1925, 26 M.L.R., 396 et s. があろ。

(4) Law of Property Act, 1922 (12 & 13 Geo. 5, c. 16). Law of Property (Amendment) Act, 1924 (15 & 16 Geo. 5, C. 5)

(5) この考えは、貴族院において「たとえ *Lord Guest* に *47* と示された *ing*。」 [1967] 3 W.L.R. 947—C. 参照。

(6) S. 5 of the Real Property Act, 1845 (8 & 9 Vict. c. 106)

(7) 貴族院の多数意見の出発点はこの辺にあるとみられる。しかし、このみかたは、裁判所法曹なるが故にとられるものでもない。

いふべきであらう。 Cf. Cheshire. G. C., *The Modern Law of Real Property* (9th Ed.) p. 524.

(8) この点に「Cheshire, op. cit., 524. など」の点の契約法史的側面については「Cheshire & Fifoot, *The Law of Contract* (6th Ed.), p. 379 et s.

(9) Cf. Cheshire, *The Modern Law of Real Property* (supra), p. 524.

(10) 一九二五年財産権法第五六条を最初に扱った事件とされる In re Ecclesiastical Commissioners For England's Conveyance [1936] Ch. 430 に於ける Luxmoore 判事の適用範囲の拡大を認める意見にたいし、この点もつかっている貴族院の Beswick v. Beswick 事件判決では、Lord Guest が「もし第五六条が第五条に比べてかわるべくもへられたとしたならば、それはその範囲を人的財産権に拡張することによってかわるのではない」としている。 [1967] 3 W. L. R. 948—G.

(11) この点の考察をすすめる例として、Elinger の論文(前註③)があげられるであらう。

(12) In Re Ecclesiastical Commissioners for England's Conveyance (supra); White v. Bijou Mansion Ltd. (supra), In re Miller's Agreement. (supra) 等はこの点の方向をめぐって、ホーンブックスな考え方を示している。

(13) この点では White v. Bijou (supra), Re Sinclair's Life Policy (supra), Re Miller's Agreement (supra) によって知られる法解釈が「通説的」として受け取られている。なお、[1967] 3 W. L. R. 938, 942, 947, 954 を参照せよ。

(14) この点では、もともと「Cheshire」のように表現され、支持されてきた。すなわち、「本法のもとでは、不動産譲渡証書またはその他の証書に当事者として指名されてはいないが、かれにたいしその不動産譲渡証書またはその他の証書があるものを与えようとするか、またはそれらの証書をもってある契約もしくは合意がかれのためになされること意図されている者」によつてのみ同法条が援用される(per Simonds J.—White v. Bijou Mansions Ltd. [1937] 3 All E. R. 276 at p. 277) この点で、第三者のためにする契約における実質上の第三者の権利の承認に帰着する解釈が「Foley」であった。 Re Miller's Agreement (supra) における Wynn-Parry J. の判例の追跡がこの点について注目される。なお、[1967] 3 W. L. R. 938 中の進展を認めることを証している。

(15) かれの主張は「Drive Yourself Hive Co. (London), Ltd. v. Strutt and another (supra. [1953] 2 All E. R. 1470—1486) によつて示されている。

(16) かれの歴史解釈は、(1) コモン・ローには第三者のためになされた契約における Jus quaesitum tertio を否定する法原則は存在しなかった。(2) 一八四五年物的財産権法第五条は齒型捺印証書契約について否定されていたことを廃止しようとする (Jus quaesitum を認めようとする) ものであり、同証書が法の心すべく唯一の記録(証書)であったために、もともとコモン・ローにおいてかかる場合以外について第三者権が一般的に認められていたことから、実は、本条文は法の修正を行なっている。(3) 一九二五年法は「Tweddle v. Atkinson 事件 (the unfortunate case of

Tweedle v. Atkinson) を介して、一般的に法の修正を行なっている。とらった論法をとっている。[1953] 2 All E. R. 1843 参照。

(17) このことは、具体的には、たとえば、契約書に契約当事者として記名されているか否かの問題として争われないことと、いわゆる実質的契約当事者に契約違反事例を機として訴権を認めるかといった問題についてなお改革すべき余地が残されていることを示し、これこそが立法的改革の対象となることを示すものである。この点、たとえば、[1967] 3 W. L. R. 938, 939, 943 参照。

四 結 び

「はしがき」に示したように、「契約関係」に関する法原則は近く立法的法律改革の対象として検討されるであろう。もとより一九三七年第六中間報告における程度の改革案にとどまるか否かはここに予断を許すべきことではない。⁽¹⁾しかし、ここにこれまでなされてきた司法的法律改革の試みがあったことはあらためて考えられることであろう。しかし、これとはべつに、本稿ではここで、つぎのことを示しておきたい。

それはここにあつてきた事例がいわゆる司法的法律改革の限界をつぎの意味でよく示していることである。

すなわち、判例法の世界においては、たしかに、司法によ

イギリス契約法における『契約関係』原則の改革(佐々木)

る問題解決はそれ自体法の改革である。しかし、今日においてはそもそも司法的法律改革の比重は立法的法律改革よりも軽いものとされていることも事実である。⁽²⁾その理由としては、たとえば、先例拘束原則の存在なり、司法機能にたいする裁判官の考え方があげられるであろう。⁽³⁾

本稿にとりあげてきた事例は、あからさまにはみぎに例示した理由のうち後者によって司法的法律改革の限界を示している。すなわち、本稿三に示した制定法の解釈において、デニングの革新的解釈がとられなかったことには対象となつた法条に法の基礎的な変更を認めることができなとする伝統的解釈の力があると考えられるのであるが、ことはただそれだけにとどまらないとすべきであろう。われわれは、たとえば、関係判例のなかに、ある裁判官の「わたしはまた、ある種の抽象的な正義にたいする分別のない熱意にたやすく導かれて、われわれのために議会制定法または先例の拘束力によって確立された法である法にしたがって裁判することであるわれわれの第一の義務を無視することはありません。」「法はふるい原理の新しい状況にたいする適用によって発達せしめられます。そこにその特質があります。それらの原理の廃止によるその改革は司法裁判所ではなく議会の任務であります。」⁽⁴⁾という言葉を読みとることができるところであろう。この言葉は司法的法律改革の限界を示す言葉に他ならない。本稿で示した

イギリス契約法における『契約関係』原則の改革（佐々木）

かった事柄を強調するために敢えて結びとして引用する次第である。

注(1) この点につき、本稿二註(2)参照。

- (2) Goodhart, A. L., *Law Reform—Judicial and Legislative*, Dublin Univ. Press. 1954, P. 4.
- (3) *Ibid.*, p. 5.
- (4) *Per Viscount Simonds, Scruttons, Ltd. v. Midland Silicones, Ltd.* [1962] 1 All E. R. 1, at p. 7. ここに引用した言葉は、そのまま、「契約関係」法原則改革の立場をとるデンニング卿の陳述するところにたいする反論の根拠となっている。シモンズはこの言葉について、「それゆえ、わたくしは(略)卿らにスミス対ダクラス川排水部(一)およびホワイト対ジョン・ワオリックとその有限責任会社(二)のような最近の諸事例において(略)あらわれた若干の陳述は拒否されなければならないといつていただきたいのです」と述べている ([1962] 1 All E. R. 7)。
- ⌋ Smith v. River Douglas Catchment Board (*supra*)
- ⌋ White v. Warrick (John) & Co., Ltd. [1953] 2 All E. R. 1021.

(一)